

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開 (平成24年度第1四半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
公益財団法人 竹中大道具館	芸術文化振興基金助成金 (企画展「数寄屋大工 一美を創造する匠」に対して)	1,700,000		6/8		公財	国所管
公益財団法人 東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「新井淳一展」に対して)	1,900,000		6/8		公財	国所管
公益財団法人 アフィニス文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「アフィニス夏の音楽祭 2012 山形」に対して)	10,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 サイトウ・キネン財団	芸術文化振興基金助成金 (「2012サイトウ・キネン・フェスティバル松本」に対して)	8,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団サマーフェスティバル2012<MUSIC TODAY 21>」に対して)	16,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団コンサート 作曲家の個展2012 藤倉大」に対して)	3,500,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 サントリー芸術財団	芸術文化振興基金助成金 (「サントリー芸術財団コンサート TRANSMUSIC音楽のエッセンツィア“現代音楽の楽しみ方”伊左治直を迎えて」に対して)	2,200,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 ジェスク音楽文化振興会	芸術文化振興基金助成金 (「第33回霧島国際音楽祭2012」に対して)	8,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (日生劇場ファミリーフェスティバル2012 アリスのクラシックコンサート! 「響きの国のアリス」に対して)	3,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 ニッセイ文化振興財団	芸術文化振興基金助成金 (日生劇場開場50周年記念公演 青少年のための「日生劇場オペラ教室」第33回公演/NISSAY OPERA2012 オペラ「フィガロの結婚」に対して)	9,500,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 現代人形劇センター	芸術文化振興基金助成金 (「白山麓・東二口文弥人形」東京公演～シリーズアジアの人形芝居part16～ に対して)	1,300,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 江戸糸あやつり人形 結城座	芸術文化振興基金助成金 (江戸糸あやつり人形結城座 第二回スタジオ古典公演「鈴ヶ森 他」<仮題> に対して)	500,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 山本能楽堂	芸術文化振興基金助成金 (「光と照明による能舞台の陰翳」に対して)	400,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 山本能楽堂	芸術文化振興基金助成金 (「初心者の上の方伝統芸能ナイト」に対して)	2,600,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 新日鉄文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「紀尾井シンフォニエッタ東京定期演奏会 第84回～第88回」に対して)	9,500,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 東京オペラシティ文化財団	芸術文化振興基金助成金 (「コンポーザム2012」に対して)	8,000,000		6/25		公財	国所管
公益財団法人 文楽協会	芸術文化振興基金助成金 (「文楽地方公演 10月・3月 <全国>」に対して)	27,000,000		6/25		公財	国所管
公益社団法人 日本バレエ協会	芸術文化振興基金助成金 (「第34回全道バレエフェスティバル・イン・サッポロ」に対して)	2,900,000		6/25		公社	国所管
公益社団法人 日本劇団協議会	芸術文化振興基金助成金 (「高校生・中学生のための巡回公演」に対して)	25,000,000		6/25		公社	国所管
財団法人 現代演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「福田恒存生誕百年記念公演『明暗』」に対して)	2,300,000		6/25		特財	国所管
社団法人 教育演劇研究協会/劇団 たんぽぽ	芸術文化振興基金助成金 (「小規模小学校巡回公演」に対して)	5,000,000		6/25		特社	国所管
社団法人 現代舞踊協会 四国支部	芸術文化振興基金助成金 (四国洋舞合同公演「ブルーフェスティバル 2012in 高知」に対して)	1,100,000		6/25		特社	国所管
社団法人 国際演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「この子たちの夏」1945・ヒロシマ ナガサキ に対して)	2,200,000		6/25		特社	国所管
社団法人 日本作曲家協議会	芸術文化振興基金助成金 (「日本の作曲家 2013」に対して)	600,000		6/25		特社	国所管
社団法人 日本児童演劇協会	芸術文化振興基金助成金 (「児童演劇地方巡回公演<僻地・離島公演>」に対して)	21,000,000		6/25		特社	国所管
公益社団法人 能楽協会	第八期研修生 能楽協会 平成24年度協会費として	192,000	年会費:48,000円	4/11	能楽研修生は基礎研修課程(3年間)を修了後、専門課程(3年間)に進み、楽屋実習・舞台実習を含む研修を受講する。舞台出演には能楽協会加入が条件となるため、平成24年度に5年次(専門課程2年次)に進む研修生4人を加入させている。研修の実施に際し、研修生の受講料は無料としているため、当該会費については振興会が負担している。	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。